

○中能登町企業誘致条例

平成17年12月19日

条例第169号

改正 平成27年3月20日条例第15号

中能登町企業誘致条例(平成17年中能登町条例第136号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、町内に企業の誘致を促進することにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、本町の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として事業を営むものをいう。
- (2) 事業所 製造業及び前条の目的達成のため、特に町長が必要と認める施設をいう。
- (3) 新設 町内に事業所を有しない企業が、町内に新たに事業所を設置し、又は町内に事業所を有する企業が、現に行っている事業と異なる事業を行う事業所を町内に新たに設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で現に行っている事業と同一の事業を行う事業所を町内に増設することをいう。
- (5) 投資額 事業所の新設又は増設(以下「設置」という。)に必要な固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産)の取得額をいう。
- (6) 常用雇用従業員 事業所において、常時雇用される従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。)をいう。

(助成企業の指定)

第3条 町長は、企業が次の各号のいずれかに該当する事業所の設置をしようとする場合において、当該事業所の設置が第1条の目的達成に寄与するものであると認められるときは、当該企業をこの条例の適用を受ける企業として指定することができる。

- (1) 新設する事業所については、投資額が50,000,000円以上で常用雇用従業員が3人以上のもの
- (2) 増設する事業所については、増設のための投資額が40,000,000円以上で新たな常用雇用従業員が3人以上のもの

2 前項の指定(以下「指定」という。)にあたっては、条件を付することができる。

3 指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(助成金の額)

第4条 町長は、指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)に対して、別表で算出される額を助成金として交付することができる。

2 指定企業に対して、町長が特に認めたときは、別表で算出される額を助成金として加算することができる。

3 指定企業が、投資額の総額のうち、町内企業に直接又は1次下請負で発注する施設及び設備に要す

る費用（以下「地元発注額」という。）が10パーセント以上の場合においては、指定企業に対して、別表で算出される額を地元企業発注奨励助成金として加算することができる。

（助成措置）

第5条 町長は、指定企業に対して次に掲げる助成措置を講ずることができる。

- （1） 事業所用地のあっせん
- （2） 道路、用排水路等の立地基盤の整備
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

（交付の決定）

第6条 指定企業が助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請して交付の決定を受けなければならない。

（助成金の交付）

第7条 助成金は、指定企業が当該指定を受けた事業所において事業を開始した日以降でなければ交付することができない。

- 2 町長は、第4条の規定に基づき算出された助成金を規則で定めるところにより、交付する。
- 3 指定企業が当該対象施設の設置について、国の補助金等を受けている場合は、投資額の総額からその額を差し引いた額で助成金を算出し、交付することができる。

（指定の取消し）

第8条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- （1） 第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
- （2） 第3条第2項の規定により、付した条件に違反したとき。
- （3） 事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したとき。
- （4） 中能登町生活環境の確保に関する条例(平成17年中能登町条例第126号)第17条の規定による公害防止に関する協定の締結を拒んだとき、又は協定を履行しなかったとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消された企業が第6条に規定する助成金の交付の決定を受けているときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（報告及び立入検査）

第9条 町長は、この条例の施行に必要な範囲において、指定企業に対して事業に関し報告を求め、又は当該職員に当該指定に係る対象施設に立ち入り、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の中能登町企業誘致条例(平成17年中能登町条例第136号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後もその効力を有する。

附 則(平成27年3月20日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

適用区分	助成金の額	限度額
第3条第1項第1号に 該当する場合	当該指定に係る事業所の設置に要した投資額に100分の10を乗じて得た額	150,000,000円
	町長が特に認めたときは、投資額の総額に100分の10を乗じて得た額を加算	
	新規地元常用雇用者1人につき500,000円を乗じて得た額	30,000,000円
第3条第1項第2号に 該当する場合	当該指定に係る事業所の設置に要した投資額に100分の5を乗じて得た額	150,000,000円
	町長が特に認めたときは、投資額の総額に100分の5を乗じて得た額を加算	
	新規地元常用雇用者1人につき500,000円を乗じて得た額	30,000,000円
地元企業発注奨励	地元発注額に100分の5を乗じて得た額を上乗せ	20,000,000円